

指定通所介護事業所

老人デイサービスセンター 香里寿苑 重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。
(平成 18 年 3 月 1 日指定 事業所番号第 2770302178 号)

当施設は、ご利用者に対して、指定通所介護サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

◇◆目次◆◇

1. 施設経営法人	2
2. ご利用施設	2
3. 事業の目的と運営方針	2
4. 事業所の概要	2
5. 通常の事業の実施地域	3
6. 営業日、営業時間及び利用定員	3
7. 設備の概要	3
8. 職員の配置状況	4
9. 当事業所が提供するサービスと利用料金	5
10. 契約締結からサービス提供までの流れ	10
11. 利用料金の支払い方法	10
12. 利用の中止、変更、追加	11
13. サービス提供における事業者の義務	11
14. サービス利用に関する留意事項	11
15. 個人情報の使用	12
16. 守秘義務	12
17. 事故発生時の対応について	12
18. 緊急時の医療	12
19. 損害賠償について	13
20. 苦情の受付について	13
21. 高齢者虐待の防止について	14
22. 身体拘束等の原則禁止について	14
23. 非常災害対策	14
24. 契約の終了について	14
25. ご利用者からの中途解約の申し出	14
26. 事業者からの契約解除の申し出	15
27. 契約の終了に伴う援助	15
28. 協議事項	15

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 広成福祉会
- (2) 法人所在地 寝屋川市寿町32番20号
- (3) 電話番号 072-832-5567
- (4) 代表者氏名 理事長 川口 智之
- (5) 設立年月日 平成17年2月17日(2005年2月17日)

2. ご利用施設

- (1) 施設の種類 指定通所介護事業所
(平成18年3月1日指定 事業所番号第2770302178号)
※当施設は特別養護老人ホーム 香里寿苑に併設されています。
- (2) 施設の名称 老人デイサービスセンター 香里寿苑
- (3) 施設の所在地 寝屋川市寿町32番20号
- (4) 電話番号 072-832-5567
FAX番号 072-832-5770
- (5) 管理者 川口 智之
- (6) 開設年月日 平成18年3月1日(2006年3月1日)

3. 事業の目的と運営方針

- (1) 事業の目的
要介護状態にある被保険者(以下「利用者」という。)に対し、適正な指定通所介護サービスを提供することを目的としています。
- (2) 運営方針
 - ・生活支援のあり方
居宅においてその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行い、ご利用者の社会的孤立感の解消及び、ご利用者の機能維持並びにご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを基本とします。生活の自立のための援助に努めます。在宅の生活習慣を大切に、家族との連絡を密にします。
 - ・施設の社会的役割
地域に根ざし、地域に開かれた施設づくりに努めます。

4. 事業所の概要

- (1) 敷地 3,165.97㎡
- (2) 建物 鉄筋コンクリート造 地上4階建
- (3) 延べ床面積 4,272.00㎡

5. 通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域は、寝屋川市と枚方市とします。

6. 営業日、営業時間及び利用定員

①事業所の営業日、営業時間

- ア. 営業日 月曜日から土曜日までとする。
但し、年末年始（12月31日から1月3日）は休日とする。
- イ. 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

②サービス提供日、提供時間

- ア. 提供日 月曜日から土曜日までとする。
但し、年末年始（12月31日から1月3日）は休日とする。
- イ. 提供時間 午前9時00分から午後4時30分までとする。

③受付時間 変更や利用の中止は終日受付します。

④利用定員

月～土曜日	1日1単位	30名
-------	-------	-----

7. 設備の概要

当施設は以下の設備をご用意しています。

居室・設備の種類	室数	備考
食堂	1室	
機能訓練室	1室	ホットパック、平行棒、他
一般浴室	1室	
機械浴室	1室	
談話コーナー	1コーナー	
休養室	1室	
相談室	1室	

- ・上記は、厚生労働省が定める基準により、指定通所介護施設に必置が義務づけられている施設・設備の概要です。

8. 職員の配置状況

当事業所では、ご利用者に対して指定通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を満たしています。

職種	常勤換算	指定基準
1. 管理者	1名	1名

2. 生活相談員	1名	1名
3. 介護職員	6名	4名
4. 看護職員	2名	1名
5. 機能訓練指導員	*注 1名	*注 1名
6. 栄養士（管理栄養士）	1名	1名

※常勤換算：職員それぞれ、週あたりの勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数で除した数です。

*注：機能訓練を行わない日は、機能訓練指導員の配置義務はありません。

〈配置職員の職種〉

管理者……………従業員の管理及び利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行います。

介護職員……………ご利用者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

生活相談員……………ご利用者及びその家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供できるよう事業所内のサービスの調整、他機関との連携を図ります。

看護職員……………ご利用者の健康管理や療養上の看護・世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。

機能訓練指導員……………ご利用者が日常生活を営むのに必要な機能を回復し、またはその減退防止するための機能訓練を担当します。

管理栄養士……………栄養改善サービスを行います。

〈主な職員の勤務体制〉

職 種	勤務体制
1. 管理者	正規の勤務時間帯（8：30～17：30）
2. 生活相談員	
3. 介護職員	
4. 看護職員	
5. 機能訓練指導員	正規の勤務時間帯（8：30～17：30）
6. 管理栄養士	

9. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご利用者にご負担いただく場合があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、前年度の合計所得金額に基づいた負担割合に応じ、利用料金の大部分が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

- ①食事の提供（但し、食事の提供に要する費用は別途いただきます。）
 - ・栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養並びにご利用者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ②入 浴
 - ・介助に必要な知識および技術等に関する研修を受けた職員が、ご利用者様の動作状況や有する能力及び自宅浴室の環境を考慮し、自立支援や動作能力の向上に資するよう、適切な介助による入浴を提供します。
- ③排 泄
 - ・排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した介助を行います。
- ④生活相談
 - ・ご利用者様やご家族様が日常生活上でお困りの事柄や介護保険制度、その他の保健福祉制度に関する事柄について、生活相談員がご相談に応じます。
- ⑤機能訓練
 - ・ご利用者様、ご家族様のご希望とご利用者様の生活環境及び心身の状況に沿って、機能訓練指導員を中心に各職員間の共同により個別の訓練計画を作成し、ご利用者の自立の支援と生活機能向上に資するよう、5人程度のグループまたは個別に必要な訓練を実施します。
- ⑥送 迎
 - ・事業者保有の自動車にて、利用者の居宅と事業所までの間の送迎を行います。

〈サービス利用料金（1回あたり）〉（契約書第7条参照）

下記の料金表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額（自己負担額）をお支払いください。自己負担額は毎年保険者より交付される介護保険負担割合証によって異なりますのでご確認ください。

【負担割合が1割の方】

○通常規模型通所介護（月曜日～土曜日のご利用1回あたり）

区 分 (7時間以上8時間未満)	要介護 1	要介護 2	要介護度 3	要介護 4	要介護 5
1. 利用者の要介護度とサービス利用料金	6,935円	8,189円	9,486円	10,782円	12,099円
2. うち、介護保険から給付される金額	6,241円	7,370円	8,537円	9,703円	10,889円
3. サービス利用に係る自己負担額(1-2)	694円	819円	949円	1,079円	1,210円

○通常規模型通所介護（月曜日～土曜日のご利用1回あたり）

区 分 (6時間以上7時間未満)	要介護 1	要介護 2	要介護度 3	要介護 4	要介護 5
1. 利用者の要介護度とサービス利用料金	6,155円	7,262円	8,389円	9,496円	10,624円
2. うち、介護保険から給付される金額	5,539円	6,535円	7,550円	8,546円	9,561円
3. サービス利用に係る自己負担額(1-2)	616円	727円	839円	950円	1,063円

【負担割合が2割の方】

○通常規模型通所介護（月曜日～土曜日のご利用1回あたり）

区 分 (7時間以上8時間未満)	要介護 1	要介護 2	要介護度 3	要介護 4	要介護 5
1. 利用者の要介護度とサービス利用料金	6,935円	8,189円	9,486円	10,782円	12,099円
2. うち、介護保険から給付される金額	5,548円	6,551円	7,588円	8,625円	9,679円
3. サービス利用に係る自己負担額(1-2)	1,387円	1,638円	1,898円	2,157円	2,420円

○通常規模型通所介護（月曜日～土曜日のご利用1回あたり）

区 分 (6時間以上7時間未満)	要介護 1	要介護 2	要介護度 3	要介護 4	要介護 5
1. 利用者の要介護度とサービス利用料金	6,155円	7,262円	8,389円	9,496円	10,624円
2. うち、介護保険から給付される金額	4,924円	5,809円	6,711円	7,596円	8,499円
3. サービス利用に係る自己負担額(1-2)	1,231円	1,453円	1,678円	1,900円	2,125円

【負担割合が3割の方】

○通常規模型通所介護（月曜日～土曜日のご利用1回あたり）

区 分 (7時間以上8時間未満)	要介護 1	要介護 2	要介護度 3	要介護 4	要介護 5
1. 利用者の要介護度とサービス利用料金	6,935円	8,189円	9,486円	10,782円	12,099円
2. うち、介護保険から給付される金額	4,854円	5,732円	6,640円	7,547円	8,469円
3. サービス利用に係る自己負担額(1-2)	2,081円	2,457円	2,846円	3,235円	3,630円

○通常規模型通所介護（月曜日～土曜日のご利用1回あたり）

区 分 (6時間以上7時間未満)	要介護 1	要介護 2	要介護度 3	要介護 4	要介護 5
1. 利用者の要介護度とサービス利用料金	6,155円	7,262円	8,389円	9,496円	10,624円
2. うち、介護保険から給付される金額	4,308円	5,083円	5,872円	6,647円	7,436円
3. サービス利用に係る自己負担額(1-2)	1,847円	2,179円	2,517円	2,849円	3,188円

☆ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合は、ご利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ご利用者に提供する食事の材料に係る費用は別途いただきます。（下記（2）1. 参照）

☆介護報酬の改定により保険給付額に変更があった場合、変更された額にあわせて、ご利用者の負担額を変更します。

○加算（ご利用により加算）（1回あたり）

【負担割合が1割の方】

区 分	1. サービス利用 料金(10割)	2. 介護保険から給付 される金額(9割)	3. サービス利用に係る 自己負担額(1-2)
1. 入浴加算（I）	421円	378円	43円
2. 認知症加算	632円	568円	64円
3. 若年性認知症 利用者受入加算	632円	568円	64円
4. 個別機能訓練 加算（I）イ	590円	531円	59円
5. サービス提供体制 強化加算 I	231円	207円	24円
6. 中重度ケア体制加算	474円	426円	48円
7. 科学的介護推進 体制加算	421円	378円	43円

【負担割合が2割の方】

区 分	1. サービス利用 料金 (10割)	2. 介護保険から給付 される金額 (8割)	3. サービス利用に係る 自己負担額 (1-2)
1. 入浴加算 (I)	421円	336円	85円
2. 認知症加算	632円	505円	127円
3. 若年性認知症 利用者受入加算	632円	505円	127円
4. 個別機能訓練 加算 (I) イ	590円	472円	118円
5. サービス提供体制 強化加算 I	231円	184円	47円
6. 中重度ケア体制加算	474円	379円	95円
7. 科学的介護推進 体制加算	421円	336円	85円

【負担割合が3割の方】

区 分	1. サービス利用 料金 (10割)	2. 介護保険から給付 される金額 (7割)	3. サービス利用に係る 自己負担額 (1-2)
1. 入浴加算 (I)	421円	294円	127円
2. 認知症加算	632円	442円	190円
3. 若年性認知症 利用者受入加算	632円	442円	190円
4. 個別機能訓練 加算 (I) イ	590円	413円	177円
5. サービス提供体制 強化加算 I	231円	161円	70円
6. 中重度ケア体制加算	474円	332円	142円
7. 科学的介護推進 体制加算	421円	294円	127円

※ 認知症加算は利用者数のうち、主治医意見書の日常生活自立度ランクがⅢ以上の利用者の占める割合が15%以上である場合に、サービス提供時間帯を通じて所定の認知症介護にかかる研修を修了した職員を配置、事業所の従業者に対する認知症ケアに関する定期的な会議（事例検討や技術指導等）を開催、かつ介護職員又は看護職員を常勤換算で配置基準より2名多く確保することにより加算されるものです。

- ※ 若年性認知症利用者受入加算は基準に該当するご利用者様のみご利用いただけます。
- ※ サービス提供体制強化加算Ⅰは、事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の資格を取得している職員の占める割合が70%以上、または勤続10年以上の介護福祉士の占める割合が25%以上である場合に加算されるものです。
- ※ 中重度ケア体制加算は利用者数のうち、要介護3以上の利用者の占める割合が30%以上である場合に、介護職員又は看護職員を常勤換算で配置基準より2名多く確保することにより加算されるものです。
- ※ 科学的介護推進体制加算は、サービスの質の向上に努めるため、国の「科学的介護情報システム」を用いて利用者の心身状況等の基本的情報を厚生労働省に提出し、その情報に基づいて計画の策定・実行及び評価・改善を行った場合に加算されるものです。
- ◆ 上記の他、介護職員の待遇改善にかかる加算（介護職員等処遇改善加算Ⅰ～Ⅳ）についてもご負担いただきます。これは1ヶ月の通所介護の保険利用点数に対してそれぞれの率（加算Ⅰは9.2%、加算Ⅱは9.0%、加算Ⅲは8.0%、加算Ⅳは6.4%）を乗じた額と定められており、事業所の取り組み等の状況により変動する場合があります。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条）

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合は、事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う1ヶ月前までにご説明します。

○他の利用費

項目	内容	利用料金
1. 食事代	昼食とおやつの提供に要する費用です。 (食材費、調理に要する人件費等の経費)	600円/日
2. レクリエーション、クラブ活動費	レクリエーション、クラブ活動参加費として、材料費相当額をご負担いただきます。	実費相当額
3. おむつ代	施設商品を利用される場合	リハビリパンツ200円 介護おむつ150円 尿パット50円
4. 複写物の交付	複写に必要な費用です。	10円/枚
5. 日常生活においても通常必要なるものに係る費用		実費相当額
経済状況の著しい変化その他やむを得ない事情がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、事前に変更の内容と変更事由について、変更を行う1ヶ月前までにご説明します。		

10. 契約締結からサービス提供までの流れ

ご利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」の内容を踏まえ、契約締結後に作成する「通所介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。

（契約書第3条参照）

① 「居宅サービス計画（ケアプラン）」の内容を踏まえて、事業所の生活相談員が主となり、通所介護計画の原案を作成します。



②通所介護計画の原案について、ご利用者及びその家族に対して説明し、同意を得たうえで決定します。



③居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合、もしくはご利用者及び家族等の要請に応じて、通所介護計画について変更の必要があるかどうかを調査し、変更の必要のあると認められた場合には、ご利用者及びその家族等と協議して、通所介護計画を変更します。



④通所介護計画を変更した場合には、ご利用者に対して変更した計画書を交付し、その内容について、ご利用者及びその家族に対して同意を得るものとします。

11. 利用料金のお支払い方法（契約書第7条参照）

前記（1）（2）の料金・費用は1ヶ月ごとに計算し請求しますので、翌月27日までに以下のいずれかの方法でお支払いください。

ア. 窓口での現金支払

イ. 指定金融機関口座への振込み

ご希望の銀行、郵便局、信用金庫より翌月27日にまでに振込み下さい。

振込先：北河内農業協同組合 香里支店

デイサービスセンター香里寿苑 施設長 川口 智之

口座番号0012017

12. 利用の中止、変更、追加（契約書第8条参照）

- ①ご利用者は、利用予定日の前に、ご利用者の都合により指定通所介護サービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。
この場合、ご利用者はサービス実施日の前日までに施設に申し出ることとします。
- ②サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により、ご利用者の希望期間にサービス提供ができない場合、他の利用可能日時を提示し協議します。

13. サービス提供における事業者の義務（契約書第10条、第11条参照）

当事業所は、ご利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、事業所の医師または看護職員、もしくは主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関と連携するとともにご利用者から聴取、確認したうえでサービスを実施します。
- ③ご利用者に提供したサービスについて、記録を作成し、そのサービスを提供した日から5年間保管するとともに、ご利用者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④事業者及びサービス従事者または従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご利用者またはご家族に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）但し、ご利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご利用者の心身等の情報を提供します。
- ⑤ご利用者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご利用者の同意を得ます。

14. サービス利用に関する留意事項

施設・設備の使用上の注意（契約書第12条、第13条参照）

- ①施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用してください。
- ②故意又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご利用者の自己負担により現状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ③職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動等を行うことはできません。

15. 個人情報の使用

（1）個人情報の定義

個人情報とは、利用者個人及び家族に関する情報であって、特定の個人が認識され、または認識され得るものをいい、具体的には下記のことをさします。

個人の氏名、住所、健康状態、病歴、家族状況等、事業者が指定居宅サービス等を行うために最小限必要な利用者や家族個人に関する情報

（2）使用する目的

事業者が介護保険法に関する法令に基づき、指定居宅サービス等を円滑に実施するために行うサービス担当者会議等において、個人情報が必要となる場合に使用します。

(3) 使用にあたっての条件

個人情報の提示は、上記(1)に記載する目的の範囲内で最小限に留め、情報提供の際には関係者以外には決して漏れることがないよう細心の注意を払います。

また、事業者は、個人情報を使用した会議の日時・場所・名称、会議の出席者氏名・所属、会議の内容等を記録しておきます。

16. 守秘義務

事業所の職員及び職員であった者は、正当な理由なく、その業務上知り得た入居者またはその家族の秘密を漏らしません。また、秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じます。また、居宅介護支援事業所等に対して、ご利用者に関する情報を提供するにはあらかじめ文書により同意を得ます。

17. 事故発生時の対応について

当事業所において、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、迅速に必要な措置を講じるとともに、管理者に報告し、速やかに保険者・利用者の家族に連絡を行います。また事故の状況及び事故に際しとった処置について記録します。

18. 緊急時の医療

ご利用者に病状の急変等が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治の医師または下記協力医療機関への連絡を行い、必要な措置を講じます。

① 協力病院

医療機関の名称	医療法人道仁会 道仁病院
所在地	〒572-0066 寝屋川市仁和寺本町3丁目9番6号
診療科	内科・外科・整形外科・大腸肛門科

② 協力病院

医療機関の名称	医療法人毅峰会 青樹会病院
所在地	〒572-0022 寝屋川市緑町47番4号
診療科	内科・消化器内科・血液内科・呼吸器内科・循環器内科・皮膚科・放射線科

19. 損害賠償について（契約書第14条参照）

当事業所において、事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、ご利用者に過失又は故意が認められる場合、ご利用者の急激な体調の変化、又は事業者の実施したサービスを原因としない事由に起因して損害が発生した場合は、損害賠償いたしません。

20. 苦情の受付について（契約書第20条参照）

（1）当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は、以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情相談窓口

管 理 者 川 口 智 之

苦情受付担当者 杉 本 耕 次

○受付時間 毎週月曜日～土曜日 8：30～17：30

また、苦情・相談受付ボックスを1階事務室に設置しています。

（2）行政機関その他苦情受付機関

大阪府	所在地 大阪市中央区大手前2丁目
	T E L 06-6944-7106 F A X 06-6944-6670
	受付 福祉部高齢介護室介護事業者課 施設指導グループ
寝屋川市役所	所在地 寝屋川市池田西町24-5 池の里市民交流センター内
	T E L 072-824-1181 F A X 072-838-0102
	受付 保険福祉部高齢介護室
枚方市役所	所在地 枚方市大垣内町2-1-20
	T E L 072-841-1221 F A X 072-841-3039
	受付 枚方市役所高齢介護室
大阪国民健康保険 団体連合会	所在地 大阪市中央区常盤町1-3-8 FNビル11階
	T E L 06-6949-5418
	受付 介護保険室介護保険課
大阪府福祉サービス 運営適正化委員会	所在地 大阪市中央区谷町7-4-15
	T E L 06-6191-3130
	受付 福祉サービス苦情解決委員会

21. 高齢者虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- （1）虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催し、その内容・結果について従業者に周知・徹底を図っています。
- （2）虐待防止のための指針を整備するとともに、従業者に対し虐待を防止するための研修を定期的実施します。
- （3）利用者等が虐待を受けた若しくは受けていると思われる場合、法令に基づき、市町村等に通報するものとします。
- （4）上記（1）～（3）に掲げる措置の適切な実施のため、以下の担当者を選定します。

○虐待防止に関する担当者：杉本 耕次（センター長・生活相談員）

22. 身体拘束等の禁止・適正化について

事業者は、利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合は、利用者およびその家族等に身体拘束が必要な理由を説明し、別紙「身体拘束に関する説明書」にて同意を得るとともに、その際の利用者の心身の状況並びに態様や時間・理由を記録することとします。

23. 非常災害対策

非常時の対応	別途定める「消防計画」にのっとり対応を行います。
避難訓練	年2回、夜間・昼間を想定した避難訓練を実施します。
防災設備	消防法に基づく設備・備品を整えています。
消防計画等	防火管理者により消防計画を消防署に提出しています。

※災害等への対応においては地域との連携が不可欠であることから、避難訓練等の実施にあたっては地域住民の参加が得られるよう連携に努めることとします。

24. 感染症対策について

事業者は、感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、結果を従業者に周知する他、指針を整備し、従業者に対する研修や訓練を定期的に実施します。

25. 業務継続計画（BCP）の策定

事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護の提供を継続的に実施するための計画及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定（定期的に見直し）し、当該BCP計画に従って必要な措置を講じます。また、従業者に対し計画について周知し必要な訓練及び研修を定期的に実施します。

26. 契約の終了について

契約の有効期間は、契約締結の日から要介護認定の有効期間ですが、契約期間満了の7日前までにご利用者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に6ヶ月間同じ条件で更新され、以後も同様となります。

27. ご利用者からの中途解約の申し出（契約書第17条参照）

契約の有効期間であっても、ご利用者から利用契約を解約することができます。その場合、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書を施設に提出してください。但し、以下の場合には、即時に契約を解約することができます。

- ① 介護保険給付額の変更及び介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合

- ② 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める通所介護サービスを実施しない場合
- ③ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者の故意又は過失により、ご利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑤ 他の利用者がご利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

26. 事業者からの契約解除の申し出（契約書第18条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ① ご利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご利用者による、サービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、30日以内の支払いを定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為（各ハラスメントを含む）を行うこと等によって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

27. 契約の終了に伴う援助（契約書第16条参照）

契約が終了する場合には、事業者はご利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

28. 協議事項

本重要事項説明書に定められていない事項について、問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、ご利用者と誠意をもって協議します。

令和 年 月 日

指定通所介護サービスの提供開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

老人デイサービスセンター 香里寿苑

説明者 職名

氏名

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定通所介護サービスの提供開始に同意しました。又、私及び契約者、家族等に関する個人情報を別に定める【社会福祉法人広成福祉会 個人情報利用目的】の必要最低限の範囲内で利用、提供、又は、収集することについても同意しました。

〒

契約者 住所

氏名

印

〒

契約者の家族 住所

又は代理人

氏名

印

契約者との関係 ()

【社会福祉法人広成福祉会 個人情報利用目的】

社会福祉法人広成福祉会では、ご利用者さまの尊厳を守り安全管理に配慮する個人情報保護方針の下、ここに利用目的を特定します。あらかじめご本人様の同意を得ないで、必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことはいたしません。

【ご利用者さまへの介護サービスの提供に必要な利用目的】

当介護関係事業所内部での利用目的

- ・当該事業所がご利用者さま等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用に係る当該事業所の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該ご利用者さまの介護サービスの向上

他の事業所等への情報提供を伴う利用目的

- ・当該事業所がご利用者さま等に提供する介護サービスのうち
 - －ご利用者さまに居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業者等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －通院・診察、入退院等に係る医療機関との連携、照会への回答
 - －その他の業務委託
 - －ご家族さま等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険会社などに係る保険会社等への相談又は届出書等

【上記以外の利用目的】

当介護関係事業所内部での利用に係る利用目的

- ・当該事業所の管理運営業務のうち
 - －介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当該事業所において行われるボランティア、学生等の実習への協力
 - －当該事業所において行われる事例研究

他の事業所等への情報提供に係る利用目的

- ・当該事業所の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供